

(第1条関係)寒川町職員の勤務時間等の特例に関する規程新旧対照表

現行	改正案
第1条 (略) (対象職員の範囲及び勤務時間等) 第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。))に<u>あつては</u>、別表第2)のとおりとする。 2 別表第2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)について準用する。この場合において、同表職員の欄中「<u>再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「育児短時間勤務職員等又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「1日につき7時間45分で、かつ4週間」及び「午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間」とあるのはそれぞれ「4週間」と、「15時間30分から31時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつては19時間20分と、休憩時間の欄中「1時間」とあるのは「1時間以内」と、「一般の職員に同じ」とあるのは「勤務時間中に1時間以内とし、その時限は、課等の長	第1条 (略) (対象職員の範囲及び勤務時間等) 第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び勤務時間等は、別表第1(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年 <u>前再任用短時間勤務職員</u>(以下「定年 <u>前再任用短時間勤務職員</u>」 という。))に<u>あつては</u>、別表第2)のとおりとする。 2 別表第2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)について準用する。この場合において、同表職員の欄中「<u>定年 前再任用短時間勤務職員</u>」とあるのは「育児短時間勤務職員等又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「1日につき7時間45分で、かつ4週間」及び「午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間」とあるのはそれぞれ「4週間」と、「15時間30分から31時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつては19時間20分と、休憩時間の欄中「1時間」とあるのは「1時間以内」と、「一般の職員に同じ」とあるのは「勤務時間中に1時間以内とし、その時限は、課等の長

が定める」と読み替えるものとする。

3 (略)

～略～

別表第1(第2条、第3条関係)

職 員	勤務時間及びそ の割振り	休憩時 間	週休 日
文 書 館 に 勤 務 す る 職 員	<u>1日につき7時間 45分で、かつ</u> ____、4週間につ き1週間当たりの 勤務時間が38時 間45分となるよ うに勤務の実情 に応じ課等の長 が定める。	(略)	(略)
(略)			
<u>さ む か わ 庭 球 場 に 勤 務 す る 職 員</u>	<u>午前8時30分から 午後5時15分まで とし、4週間につ き1週間当たりの 勤務時間が38時 間45分となるよ うに勤務の実情 に応じ課等の長 が定める。</u>	<u>一般の 職員に 同じ。</u>	<u>4週間 を通 じ8日 間と し、 課等 の長 が定 める。</u>

別表第2(第2条、第3条関係)

職 員	勤務時間及 びその割振 り	休憩 時間	週休日
自	(略)	(略)	(略)

が定める」と読み替えるものとする。

3 (略)

～略～

別表第1(第2条、第3条関係)

職 員	勤務時間及びそ の割振り	休憩時 間	週休 日
文 書 館 に 勤 務 す る 職 員	<u>午前8時30分から 午後5時15分まで とし、4週間につ き1週間当たりの 勤務時間が38時 間45分となるよ うに勤務の実情 に応じ課等の長 が定める。</u>	(略)	(略)
(略)			
(削る)			

別表第2(第2条、第3条関係)

職 員	勤務時間及 びその割振 り	休憩 時間	週休日
自	(略)	(略)	(略)

動 車 運 転 業 務 に 従 事 す る <u>再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u>				動 車 運 転 業 務 に 従 事 す る <u>定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員</u>			
文 書 館 に 勤 務 す る <u>再 任 用 短 時 間 勤 務</u>	<u>1日につき7 時間45分 で、かつ</u> —、4週間に つき1週間当 たりの勤務 時間が15時 間30分から 31時間まで となるよう に勤務の実 情に応じ課 等の長が定 める。	(略)	(略)	文 書 館 に 勤 務 す る <u>定 年 前 再 任 用 短 時</u>	<u>午前8時30分 から午後5時 15分までと し、4週間に つき1週間当 たりの勤務 時間が15時 間30分から 31時間まで となるよう に勤務の実 情に応じ課 等の長が定 める。</u>	(略)	(略)

<u>職</u> <u>員</u>				<u>間</u> <u>勤</u> <u>務</u> <u>職</u> <u>員</u>			
広域リサイクルセンターに勤務する再任用短時間勤務職員	(略)	(略)	(略)	広域リサイクルセンターに勤務する定年前再任用短時間勤務職員	(略)	(略)	(略)
さむかわ庭	午前8時30分から午後5時15分までとし、4週間につき1週間当	一般の職員に同じ。	月曜日(祝日が月曜日に当たる場合は、その翌日)及び課	(削る)			

球 場 に 勤 務 す る 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	たりの勤務 時間が15時 間30分から 31時間まで となるよう に勤務の実 情に応じ課 等の長が定 める。		等の長が指 定する日	
---	--	--	---------------	--

(第2条関係)寒川町職員服務規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (勤務時間の割振り) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員の勤務時間の割振り については、前各項の規定にかかわら ず、別に定める。 ～略～	～略～ (勤務時間の割振り) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員の勤務時間の割振り については、前各項の規定にかかわら ず、別に定める。 ～略～

(改正附則)

現 行	改 正 案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この訓令は、令和5年4月1日から施行</u> <u>する。</u> <u>(寒川町職員の勤務時間等の特例に関す</u>

る規程の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律
(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に
規定する暫定再任用職員であって同法
による改正後の地方公務員法(昭和25年
法律第261号)第22条の4第1項に規定す
る短時間勤務の職を占めるものは、同
条第3項に規定する定年前再任用短時間
勤務職員とみなして、改正後の寒川町
職員の勤務時間等の特例に関する規程
の規定を適用する。